

1. 策定にあたって

(1) 基本方針策定の目的

- 芸術文化がもたらす様々な影響や効果は、幅広い分野にわたります。そのため、行政分野の垣根を越えて、幅広く取り組みを進めていくことが大切となります。本基本方針では、本市の芸術文化振興を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な考え方や目標、方針、各主体が担う役割などについて体系的に整理を行います。

(2) 本基本方針における「芸術文化」の捉え方

- 本基本方針においては、「芸術文化」を「人々の心の豊かさを高める感性面・精神面での創作表現に関する諸活動（つくる・ふれる・ささえる）」であり、また「それらの諸活動を通じた人々の出会いや交流までを含む活動」と捉えます。
- 芸術文化の領域区分については、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、文化財など、国の文化芸術振興基本法に示されている区分を基本とします。
- 文化財や伝統芸能等の保全・継承に関しては、基本的には文化財保護法に基づき施策展開が図られていることから、関連する他の施策体系との整合にも十分留意しながら、本基本方針では、特定の領域にとらわれない芸術文化活動の全般に関する方向性について整理していきます。

[文化芸術振興基本法における領域区分]

芸術	● 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	● 映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他電子機器を利用した芸術
伝統芸能	● 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	● 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	● 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化
国民娯楽	● 囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物及びレコード等	—
文化財等	● 有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	● 各地域における文化芸術の公演、展示等 ● 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

(3)基本方針の位置づけ

- 本基本方針は、「文化芸術振興基本法」の第4条「地方公共団体の責務」及び第35条「地方公共団体の施策」に基づくものとなります。
- 「第三次御殿場市総合計画 後期基本計画」を上位計画とし、基本目標1「富士山のように大きな心を持つ人になろう」、政策1-4-1「芸術・文化活動の促進」に位置づけられるものとなります。
- 本基本方針が「芸術文化」と捉える「感性面・精神面での創作表現に関する諸活動（つくる・ふれる・ささえる）」、「それらの諸活動を通じた人々の出会いや交流までを含む活動」については、「人々の心の豊かさ（生活の質）を高める」という観点から、他の分野（教育、福祉、子育て支援、観光交流等）においても積極的な取り組みが進められており、本基本方針は、それら他の分野での取り組みも含めた「芸術文化」の振興全般に係る共通の指針として整合が図られたものとなります。